

クリーンセンターにおけるごみ搬入要領（直接搬入者向け）

草津市立クリーンセンター

家庭ごみおよび事業系一般廃棄物を草津市立クリーンセンターへ直接搬入する場合は、下記事項を遵守し、搬入してください。

記

1. ごみの搬入受付日時は、祝日を含む月曜から土曜日（年末年始除く）の午前 8 時 30 分から午前 11 時 30 分までおよび午後 1 時から午後 3 時 30 分までとします。
2. 他人が排出したごみの収集・運搬を一般廃棄物処理（収集運搬）業の許可なく行うことは、法律で禁じられています。
3. 草津市が定めるごみの分別区分に従い、分別を行った上で搬入してください。あらかじめ分別ができていない場合、搬入をお断りすることがあります。
4. 透明または半透明の袋（黒色や青色、白濁して中身が確認できないものは不可。）に入れる等、中身が確認できる状態で搬入してください。
5. 次のごみは搬入できません。
 - (1) 草津市外で発生したごみ
 - (2) 産業廃棄物
 - (3) 土、砂、石
 - (4) 処理除外物
 - ア 有害性のあるもの
 - イ 危険性のあるもの
 - ウ 爆発性、発火性、引火性のあるもの
 - エ 著しく悪臭を発するもの
 - オ 処理困難物（タイヤ、バッテリー、バイク、自動車、ピアノ、農機具、消火器、ガスボンベ、耐火金庫等）
6. 搬入可能な車両は、原則、一般自家用車および最大積載量が 2 トン以下の平ボディタイプ（ロングタイプ、ワイドタイプは不可。）とします。最大積載量が 2 トンを超える車両、ダンプ車両、ウイング車両、ユニック車両等は、荷降ろし場所での安全性に支障がある、または受付で搬入されたごみの内容が確認できない等の理由により、受入れできません。

7. ごみの発生場所および本人確認をするため、草津市内の住所が確認できる書類（運転免許証、健康保険証等）を計量窓口（受付）で提示してください。
8. ごみの荷降ろしは、係員の指示に従い、原則、搬入者ご自身で行ってください。
9. ごみの荷降ろしに所定の時間以上かかる場合、退場していただきます。
10. ごみ処分手数料は、草津市手数料条例に基づき納付していただきます。手数料は計量窓口（受付）にて現金でお支払いください。
なお、10kg 単位の計量となります。
11. 場内では、必ず徐行し、安全運転を心がけてください。
なお、ごみ収集車両を優先させていただきますので、ご協力をお願いいたします。
12. 場内で発生した事故等については、当センターでは一切責任を負いません。
13. クリーンセンター内は禁煙です。
14. 上記以外の事項について、係員が指示した場合は、その指示に従ってください。

以上